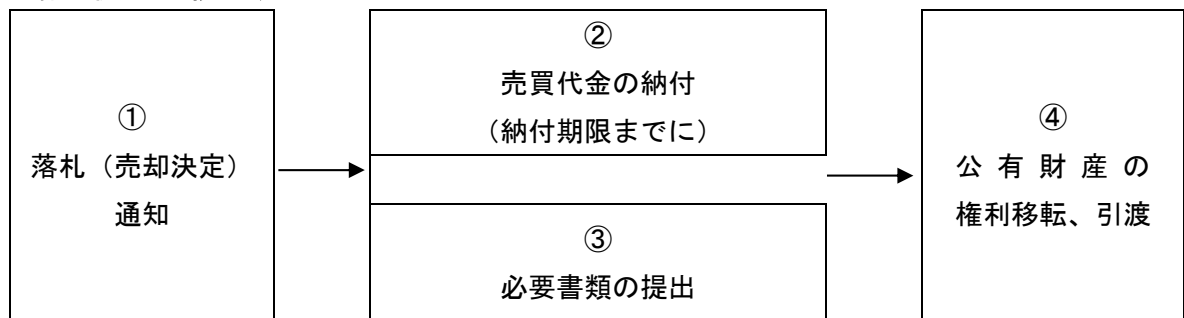


落札後の手続

1 落札後の手続の流れ



- (1) 入札終了後、西予市から落札者（最高価申込者）にメールを送信し、落札された公有財産の売却区分番号などをお知らせします。
- (2) メールとは別に、文書等でも契約締結の手続きや買受代金の納付方法、公有財産の引渡方法などについてご説明します。

2 売買代金の納付

- (1) 売買代金は、落札金額から入札保証金を差引いた額になります。
- (2) 売買代金は、納付期限までに西予市が納付を確認できるように、一括で納付してください。納付期限までに納付を確認できない場合、落札者はその財産を買い受けることができなくなり、入札保証金は没収されます。
- (3) 売買代金の納付方法は、次アまたはイのとおりです。
 - ア 納付書
 - ・ 西予市が発行する納付書にて、金融機関等窓口で納付いただきます。
 - イ 銀行振込
 - ・ 西予市からのメール、文書等で振込口座をお知らせします。
 - ・ 振込手数料は、落札者の負担となります。

※入札保証金はクレジットカードでの納付が可能ですが、売買代金は上記アまたはイのみとなります。

3 必要書類の提出

(1) 次の書類を、買受代金納付後に西予市に郵送または直接持参にて提出してください。郵送料などは落札者の負担となります。

ア 売買代金の納入領収証書の写し

イ その他

(ア) 動産の場合

- ・「保管依頼書」(保管を希望される場合)
 - ・「送付依頼書」(送付による引渡を希望される場合)
- ※これらが必要な場合は、別途西予市までご連絡ください。

(イ) 不動産の場合

- ・所有権移転登記嘱託請求書
- ・登録免許税相当の収入印紙

※自動車の場合は、下記書類を交付いたしますので、買受人にて所有権移転登録(名義変更)をしてください。

(普通車の場合)

- ・譲渡証明書
- ・車検証等

(軽自動車の場合)

- ・申請依頼書
- ・車検証等

4 公売財産の権利移転、引渡等

(1) 動産の場合

ア 西予市の案内に従って、公有財産の引渡を受けてください。

イ 西予市が売買代金の納付を確認した後に、引渡を受けることが可能となります。

ウ 売買代金納付後に公有財産の引渡を一定期間受けない場合、保管料を負担していただくことがあります。

エ 送付による公有財産の引渡を希望される場合、送付にかかる費用は落札者の負担となります。

(2) 自動車の場合

ア 西予市の案内に従って、公有財産の引渡を受けてください。

イ 西予市が売買代金の納付を確認した後に、必要書類を交付いたしますので、権利移転の手続(登録)を行ってください。

ウ 落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが、前所有者と異なる場合、落札者ご自身で、自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局

などに当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。

エ 売買代金納付時に公有財産の引渡を一定期間受けない場合、保管料を負担していただくことがあります。

(3) 不動産の場合

ア 西予市は、落札者の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。実際の引渡は行いません。

イ 西予市が売買代金の納付を確認した後に、提出された必要書類をもって権利移転の手続（不動産登記）を行います。

5 代理人が落札後の手続を行う場合

(1) 落札者本人が売買代金の納付や公有財産の引渡を受けることができない場合、代理人がこれらの手続を行うことができます。

(2) 代理人がこれらの手続を行う場合、次の書類等が必要となります。

ア 委任状

※委任者・受任者双方の氏名（名称）を記入してください。

※委任者は実印を押印してください。

イ 落札者本人の印鑑証明書

※印鑑証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

ウ 代理人の本人確認書類

※運転免許証など（住所、氏名、写真の確認できるもの）

(3) 落札者が法人で、その法人の従業員が買受代金の納付や公有財産の引渡を受ける場合も、その従業員が代理人となり、委任状等が必要です。